

令和7年4月1日

研修会資料

食物アレルギー対応委員会

食物アレルギー緊急時の対応について

本校における食物アレルギー緊急時対応は、「食物アレルギー緊急時の対応マニュアル」2013.7 東京都教育委員会、「学校給食における食物アレルギーの対応について」H29.2 一部改訂 江戸川区教育委員会に基づき、対応していく。

◆ 対応手順

① 初期対応・・・発見者（最初の対応者）＝観察者

○ふだん通りの会話や歩行ができる場合は、一緒に付き添い保健室又は職員室へ連れていく。

○移動が困難な場合は、生徒から目を離さずに、一人にしない。

○助けを呼び、人を集める（大きな声で呼ぶ、他の生徒に呼びに行ってもらうなど）。

職員室前方の放送設備のところにある「生徒緊急マニュアル」のファイルケースを用意



② A 施設内での役割分担

管理職がリーダーとなり「準備」「連絡」「記録」「その他（他の生徒対応等）」の役割分担を行い、すみやかに対応を開始する。



③ B 緊急性の判断と対応

「緊急時対応表 様式5」を見ながら症状を確認し、「救急車で医療機関へ搬送」、「速やかに医療機関を受診」、「安静にし、注意深く経過観察」なのかを5分以内に判断する。

※緊急性が高い場合は（必要に応じて）

○エピペンの使用（処方されている生徒の場合）、○救急車の要請、○心肺蘇生と AED を使用

※AED は正面玄関 鏡、トロフィーケースならびにあります。